

## 福岡県公報

令和7年1月17日  
第564号

## 目次

## 告示(第19号-第23号)

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 3
公 告	
○指定管理者の指定	(文化振興課) …………… 3
○指定管理者の指定	(健康増進課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 4
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 12
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 12
教育委員会	
○指定管理者の指定	(社会教育課) …………… 12
公安委員会	
○指定管理者の指定	(警察本部教養課) …………… 12

## 告 示

## 福岡県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所  
田川郡赤村大字赤字岩石山ノ内100の1、100の3、100の4
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第20号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所  
宗像市吉留2838の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第21号**

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年12月福岡県告示第753号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
北九州市役所  
鹿籠 助右エ門、自念 松五郎、磯部 吉之丞、木村 達臣、古野 登三郎、林 繁槌、中村 徳次、邑本 辨造、川端 菊次郎、岡村 正雄、岡村 徳太郎、川端 佐一郎、平田 茂喜、古野 米蔵、亡清原ミヅ子相続財産、石場 サダ子、川端 賢、平尾 伴右衛門、筒井 來策、石場 嘉市、古田 傳十郎、堤 渉、野畑 彦藏、

青村 八郎、中村 孝二、蓬莱不動産株式会社、梅田 光、林 繁雄、原田 多作、松本 藤吉、小林 茂三郎、植前 甚左衛門、植前 辰己、大原 寛治、植村 三郎、古野 與助、古野 俊一、山西 金藏、古野 サカ、植前 利平、植前 義雄、辻 太助、加藤 岩之助、宮本 喜作、西村 徳右エ門、廣谷 孫吉、原田 銀藏、石原 梅吉、片田 元三郎、大路 富次郎、貫田 兵七、井上 爲吉、中村 タカ、奥村 嶋吉、古野 膳藏、石場 秀吉、岡田 藤作、鹿籠 心一、植前 光春、岡本 吉次郎、林 安、中村 喜市、古野 久三郎、林 彌平、中村 喜代藏、賀多上 又次郎、植前 作市、石場 留藏、大瀬戸 孝一、西村 徳松、中村 彦藏、植前 五一、植村 富士太郎、中村 徳次、中村 肇、中村 徳仁、江口 慶一、政所 一三、植村 勝藏、秋野 征子、彌吉 久吾、原田 靖巳、林田 弘、植前 ヒデア、植前 義信、白石 照子、本田 博展、本田 祐治、西田 隆、岡村 太郎、中村 太郎、原田 靖巳、川端 若菜、手島 潮音

**2 通知の要旨**

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年12月福岡県告示第753号によること。

**福岡県告示第22号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
築上郡上毛町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第23号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八女市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

  - 水源の涵養
  - 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

**公告**

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第3条の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立ももち文化センター	福岡市中央区天神四丁目1番18号	ももち文化センターパートナーズ	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**公告**

福岡県病院事業の設置等に関する条例（昭和42年福岡県条例第12号）第8条の規定に基づき、福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者を指定したので、同条例第10条第3項の規定により次のように公示する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立精神医療センター太宰府病院	福岡市中央区高砂二丁目10番1号	一般財団法人医療・介護・教育研究財団	令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑後市大字長浜字笹原965番2の一部、975番5及び979番10並びに字橋正野1048番1から1048番19まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
八女市本村798番地1  
株式会社ベストハウス  
代表取締役 水本 愛子

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
総務事務厚生課庶務会計及び福利厚生業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
    - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和7年2月14日（金曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 調達内容

- (1) 調達役務の名称  
総務事務厚生課庶務会計及び福利厚生業務委託

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和12年5月31日まで

※ 業務履行期間は、令和7年6月1日から令和12年5月31日までとする。

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号及び福岡市博多区千代一丁目20番31号

福岡県総務部総務事務厚生課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政棟南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年3月11日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	09	人材派遣	A A
13	11	その他	A A

イ 納入しようとする総務事務厚生課庶務会計及び福利厚生業務委託について競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書を提出した者

ウ 本調達への共同参加を行っていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

オ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 全体

(ア) 共同参加者は三者以内とすること。

(イ) 共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

イ 各共同参加者

(ア) (1)の全ての要件を満たしていること。((1)のウは除く。)

(イ) 本調達への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

(ウ) 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課総務企画班（行政棟南棟3階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3145（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

## (1) 期間

令和7年1月17日（金曜日）から令和7年2月4日（火曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（午前11時30分から午後0時30分までを除く。）

## (2) 場所

5の部局にて行う。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札提案説明会の日時及び場所

## (1) 日時

令和7年1月24日（金曜日）午前10時30分から

## (2) 場所

福岡県庁行政棟南棟地下1階 総務事務厚生課調達班入札室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

## (3) その他

出席者は、1者につき3名までとする。

## 10 競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限及び場所

## (1) 期限

令和7年2月12日（水曜日）午後5時00分まで

## (2) 場所

5の部局とする。

## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## (4) その他

ア 入札参加の申請をしてない者は入札に参加できない。

イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提案書等は返却しない。

## 11 入札書の提出期限及び提出場所

## (1) 提出期限

令和7年3月11日（火曜日）午後4時00分

## (2) 提出場所

5の部局とする。

## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 12 開札の日時及び場所

## (1) 日時

令和7年3月12日（水曜日）午前11時00分

## (2) 場所

福岡県庁行政棟南棟地下1階 総務事務厚生課調達班入札室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

## (3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

## 13 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

※ 見積金額とは、入札書に記載した入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額をいう。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（見積金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の2割超）の履行（2件以上）を証明する書面（当該発注者が交付

した証明書)を提出する場合

#### 14 入札保証金の納付場所及び納付期限

##### (1) 納付場所

5の部局とする。

##### (2) 納付期限

令和7年3月11日(火曜日)午後3時00分

#### 15 落札者の決定方法

(1) 福岡県財務規則第152条の規定により作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を満たしているものでなければならない。

##### (2) 提案内容の評価方法

総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件に沿った内容であるかを判定し、各項目の評価に応じ、400点の範囲内で得点(以下「技術点」という。)を与える。

ア 評価基準については、別記「提案書評価基準」のとおりとする。

イ 付加点の評価は、本委託業務への重要性及び必要性に照らし、10点～40点までの配点で設定し、評価ランクによりA～Eの評価を行い、得点を与える。

評価ランク	評価内容	得点
A	記載事項が網羅され、内容に具体性と実現性がある	満点×100%
B	記載事項が網羅されており、運営上、問題ないと思われる	満点×80%
C	記載事項が網羅されているが、一部、具体性又は実現性に疑問がある	満点×50%
D	記載内容が乏しい(網羅されていない、記載が曖昧等)	満点×20%
E	記載なし、必須要件を満たさない	満点×0%

##### (3) 入札価格の評価方法

入札価格については200点の範囲内で得点を与える。以下の式により換算し、入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)を与えることとする。なお、価格点を求める際には、小数点第3位を四捨五入する。

価格点(P) = 200点 × (低入札調査基準比較価格 / 入札価格) ≤ 200点

#### (4) 総合評価の方法

ア 評価に当たっては、600点の範囲内で配点を行い、(2)及び(3)で算出された技術点及び価格点の合計点数とする。

ただし、提案書評価基準の区分該当で「必須」に「○」が付された項目が1項目でも評価がEとなった場合は、落札者とししない。

イ 提案・評価項目表に記載されていない提案内容は、評価の対象とししない。

#### (6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、(4)によって得られた合計点数の最も高いものを落札者とする。

イ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が当該調達にとって最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とするところがある。

#### エ 審査結果の通知及び通知方法

通知期限：令和7年3月21日(金曜日)

通知方法：全ての入札書提出者の得点を一覧表にし、全ての入札書提出者に書面により通知する。

#### 16 低入札価格調査基準価格等の有無

有

#### 17 予定価格の事前公表の有無

有

#### 18 予定価格の事前公表の場所、方法及び期間

## (1) 場所及び方法

5の部局において書面にて閲覧することができるものとする。

## (2) 期間

令和7年1月17日（金曜日）から2月4日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（午前11時30分から午後0時30分までを除く。）

## 19 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 20 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

※ 契約金額とは入札書に記載した入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額をいう。

- (1) 県及び地方職員共済組合福岡県支部のそれぞれを被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出

する場合

- (2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の2割超）の履行（2件以上）を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 21 その他

- (1) 落札者は契約書の作成を要する。また、暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

なお、契約書に要する一切の費用は落札者の負担とする。

- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものである。

## 22 Summary

- (1) Nature of the service(s) to be required :  
Welfare program operated by the General Affairs and Welfare Division
- (2) Period of Contract :  
From the date the contract is effective through 31 May, 2030
- (3) Date of time limit for proposal  
5 : 00 P. M. on February, 12, 2025
- (4) Date of time limit tenders :  
4 : 00 P. M. on March, 11, 2025
- (5) Contact point for the Notice :

General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department,  
Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7, Higashikoen,  
Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577 JAPAN.  
TEL : 092 - 643 - 3145

## 別記 提案書評価基準

大項目	小項目	区分該当		審査内容		付加要件
		必須	技術点	記載を求めらるる項目	記載を求めらるる項目	
1	本件委託業務に対する提案者の考え方	○	10	業務委託業務によるアワードソーシングの効果や意義を理解した基本姿勢が示され、かつ、妥当なものであること。	①本件業務委託によるアワードソーシングの効果や意義 ②提案者が考える業務委託に際しての基本姿勢	提案者から示されたその内容が必要要件を超える、有益かつ具体的な提案がなされているか。
	事前準備作業	○	30	開始直後から確実な業務の履行が行われるよう、スケジュール及び業者内部での効率的な業務処理体制について示され、かつ、妥当なものであること。	①業務引継、要員採用、研修の項目に係る具体的なスケジュール ②引継のための具体的な体制における具体的な業務引継の体制 ③引継作業における確認事項などを防止するための対策 ④その他	
3	本件委託業務の業務処理方法	○	20	提案者が想定される問題点及び解決策が示され、かつ、妥当なものであること。	①事前準備作業で想定される問題点とその具体的な構築等 ②事前準備作業期間中における県との情報共有の方法 ③その他	同上
	(1) 業務状況の把握・管理方法	○	40	提案者が考える業務状況にあたっての進捗管理等、業務状況の把握・管理方法について、対処方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①業務の進捗状況を把握するための業務別、期間別、担当者別の管理方法 ②日々の業務状況を把握・管理する方法（日報の作成等） ③その他	同上
4	業務実施体制及び要員に関する提案者の考え方	○	30	提案者が本件委託業務の効率的な業務遂行のための手法について、対処方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①問い合わせ対応でのばらつきを抑制する方策（構築等） ②問い合わせの内容の把握を可能とするシステムの利用 ③向時の質問を防止する方策（FAQの作成、職員への周知等） ④一人の担当者が不在の場合にも問い合わせに対応できるような方策（同一業務を複数の者が処理させる等） ⑤その他	同上
	(2) 業務処理体制	○	30	業務の履行が確保されるような業務内部での役割分担について示され、かつ、妥当なものであること。	①業務処理体制の構築 ②業務責任者、業務責任者及び業務遂行者の役割分担 ③業務責任者、業務責任者及び業務遂行者の配置体制、配置人員とその考え方 ④業務上の処理体制、支援体制 ⑤その他	提案者から示された業務試験が本件委託業務と同様なものである等、円滑な業務運営に寄与するものであるか。
5	セキュリティの確保	○	10	本件委託業務を遂行するにあたり、セキュリティ確保のための進捗者の考え方と実現方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①長期的にわたる安定的な人員供給のための業務遂行者の労働条件 ②業務の円滑な実施 ③長期にわたる安定的な人材供給のための実績や体制 ④その他	提案者から示されたその内容が必要要件を超える、有益かつ具体的な提案がなされているか。
	(1) 保	○	20	本件委託業務を遂行するにあたり、情報漏えい防止のための提案者の考え方と実現方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①個人情報漏えい防止のための研修、意識醸成のための方策 ②個人情報漏えいが発生した場合の対応方法、進捗者の対応 ③その他	同上
6	その他	○	20	本件委託業務を遂行するにあたり、情報漏えい防止のための提案者の考え方と実現方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①個人情報漏えい防止のための研修、意識醸成のための方策 ②個人情報漏えいが発生した場合の対応方法、進捗者の対応 ③その他	同上
	(1) 業務の円滑な引継	○	10	地盤、疫病の発生など一時的に業務執行体制の確保が困難になった際に、業務の確保優先位置、人員の確保をどうするか等、リスクへの対応方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①危機発生時における業務の確保優先の考え方及び人員確保策 ②危機発生時に対処するための事前の対応策（研修、訓練の実施） ③その他	提案者から示された実績が本件委託業務と同様なものであるか。
7	本件委託業務実施に対する留意点・追加提案等	-	10	自治体での業務アワードソーシングの委託業務に関する、実施期間・実施業務内容・規模等が示され、かつ、妥当なものであること。	①過去5年間に本件委託業務と同様の業務を請負契約として受託した契約実績 ②自治体での業務アワードソーシングの委託業務に関する留意点	本件委託業務実施の上で、有益な留意事項や追加提案が具体的に記述され、本件委託業務を遂行する上で有益なものであるか。
	区分別 技術点合計		400			

・記載を求めらるる項目の「その他」の項目については、記載を求めらるる項目以外で有益かつ具体的な提案があれば記載し、記載した内容については1項目として評価する。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市大字下大隈字西田1611番1から1611番14まで

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市大字下大隈1123-1

株式会社A s s t e

代表取締役 小松 龍介

## 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米東部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和7年1月17日から 令和7年2月17日まで	久留米市役所

## 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和7年1月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米東部地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	令和7年1月17日から 令和7年2月17日まで	久留米市役所

## 教育委員会

### 公告

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第125条の2第1項、第131条の2第1項及び第133条の3第1項の規定に基づき、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」の指定管理者を指定したので、同条例第125条の3第3項、第131条の3第3項及び第133条の4第3項の規定により次のように公示する。

令和7年1月17日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立社会教育総合センター	福岡市博多区博多駅前 一丁目4番1号	福岡総合ビル管理事業 協同組合	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
福岡県立英彦山青年の家			
福岡県立社会教育総合センター少年自然の家			
福岡県立少年自然の家「玄海の家」			

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第1号

福岡武道館条例の一部を改正する条例（令和6年福岡県条例第28号）による改正後の

福岡武道館条例（昭和54年福岡県条例第10号。以下「新条例」という。）第4条の規定に基づき、福岡武道館の指定管理者を指定したので、新条例第5条第3項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年1月17日

福岡県公安委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡武道館	福岡市博多区博多駅東二丁目9番25号	安心安全な福岡・武道館運営パートナーズ（代表団体 シンコーススポーツ九州株式会社）	令和7年12月1日から令和12年3月31日まで